

東社協福祉施設経営相談室だより No.165 (全2枚)令和5年9月25日

◆◆◆コンテンツ◆◆◆ を紹介するよ!

- 1 インボイス制度令和5年度 改正点
- 2 福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」発行（厚労省）
- 3 高齢者施設・障害者施設向け 感染症対策ガイドブック発行（東京都）



東京都地域公益活動推進協議会  
公式キャラクター  
つつまる

## 1 インボイス制度令和5年度 改正点

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。インボイス制度については、経営相談室だよりNo.151（令和3年11月11日）でお伝えしているところです。

法人として、消費税を納付されている法人においては、すでに対応をしているところかと思いますが、インボイス制度の下では、「インボイス発行事業者」（適格請求書発行事業者）が交付する「インボイス」（適格請求書）等の保存が仕入税額控除の要件となります。

障害の就労支援事業所等では、現在免税事業者であるにもかかわらず本則課税の取引先事業者から適格事業者の登録を求められていることがあるかもしれません。

登録事業者になるかどうかの検討にあたり、ご参考までに令和5年度の改正の一部をお伝えいたします。詳細、及びその他の改正事項については、【参照先】をご覧ください。

### <インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった場合の特例>

仕入税額控除の金額を、特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の80に相当する金額）とすることができる（いわゆる2割特例）（28改正法附則51の2①②）

【計算イメージ】



\* 基準期間における課税売上高が1千万円を超える事業者等は、2割特例の対象とはならない。

\* 2割特例を適用できる期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間となる。例えば免税事業者が令和5年10月1日からインボイス登録を受ける場合、令和5年分（10月から12月分）の申告から令和8年分の申告までの計4回の申告が、2割特例の適用対象範囲となる。

### 【参照先】 国税庁

2割特例（インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置）の概要

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/202304/01.htm>

令和5年度インボイス制度に関する改正

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/202304/pdf/0023002-106.pdf>

## 2 福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」発行（厚労省）

マイナンバーカードと健康保険証の一体化にあたり、令和6年秋に保険証を廃止する予定となっています。デジタル庁、総務省及び厚生労働省においてマイナンバーカードの取得や管理に支援が必要な方への対応等についてまとめたマニュアルが作成されました。ご一読ください。

### 【参照先】 福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル

<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001133354.pdf>

○取得したマイナンバーカードは、本人での管理が基本だが、入所契約や預かり証等の合意に基づき、施設側で入所者のカードを管理することも可能。管理の際には、例えば、紛失防止のため鍵付きのロッカー等に保管することや、出し入れした日時など管理の記録をつけること、職員のうちマイナンバーカードの管理を行う者の範囲を定めておくことなどが考えられる。

○暗証番号の管理に不安がある方が安心してマイナンバーカードを利用でき、代理交付を受ける方の負担軽減にもつながるよう、暗証番号の設定が不要なカードの申請受付・交付について、令和5年11月頃より開始することを予定している。このカードは、暗証番号がロックされているため、マイナポータルや各種証明書のコンビニ交付など暗証番号が必要なサービスでは利用できないが、医療機関・薬局の受診等には利用が可能。患者本人の同意に基づき、患者の過去の薬剤情報、特定健診情報、診療情報を、医療機関・薬局に提供することが可能。（※詳細は、今後示される予定。）

## 3 高齢者施設・障害者施設向け 感染症対策ガイドブック発行（東京都）

高齢者施設・障害者施設において、感染者がいない平時から実践する感染症対策を解説したガイドブックが発行されました。感染者が発生した際症状に応じて必要な「追加対策」、施設を運営する上で重要となる「情報共有」や「職員のメンタルヘルスケア」についても記載されています。

### 【参照先】 東京都保健医療局 感染症対策部

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kansen/kansenshguidebook.html>

東京都社会福祉協議会 経営相談 月曜～金曜 祝祭日・年末年始休み

専用 Mail: [fukushi-soudan@tcsw.tvac.or.jp](mailto:fukushi-soudan@tcsw.tvac.or.jp)

専用 TEL: 03-3268-7170(9時～17時) できるだけメールでのご相談をお願いします。

HP <https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/keieisien.html> (東社協 HP→経営相談室→相談はこちらから)

